

## 日本統治期の台湾における渡航制度の形成

— 1897年5月8日前後をめぐって —

巫 靚

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

**要旨** 日清戦争後の日清講和条約によって、台湾は日本の領土に編入された。日本政府は台湾住民に国籍選択権を保障し2年間の猶予期間を与えた。その期限が近づくと、台湾総督府は、周辺在外公館や外務省本庁と協議のうえで渡航政策を含めた新たな制度の制定に迫られた。本稿は1897年前後という台湾住民の国籍選択期に焦点をしばって、台湾総督府が定めた日本内地人、台湾住民、清国人に対する各渡航政策の成立過程を分析し、初期の渡航政策がいかに決定され、また互いに影響しあったのかを明らかにする。

## はじめに

日清戦争後の日清講和条約によって、台湾島およびその付属諸島、澎湖列島が日本領に編入された。日本政府はそこに住んでいる住民に2年間の猶予期間を与え、国籍選択の権利を付与した。しかし、猶予期間ではあっても、日本政府には国民、準国民、外国人<sup>1)</sup>を区別する必要がある、それが最も顕著であったのは出入国管理においてであった。渡航制度を見ると、この2年間にあって、台湾総督府は清国人の渡航を管理するため、1895年11月1日に「清国人台湾上陸条例」を公布し、治安維持の観点から労働者および無職の清国人の台湾上陸を禁止する一方、それ以外の清国人の台湾上陸についての条件を明示した。また、名目上は同じ清国人でありながら、台湾住民を一般の清国人と区別し、別の渡航証明書制度で管理した。さらに、人数がまだ少数に止まっていたものの、台湾に滞在する内地人のために、1897年1月15日に旅券制度の導入を試みた(府令第2号)<sup>2)</sup>。

ところが、猶予期間が終わりに近づくと、新たに日本国籍に編入される台湾住民にいかなる渡航政策を施行し、またその悪用をどう防ぐかについ

ての問題が続々と浮上する。それをめぐって、当時の台湾総督府内部だけではなく、外務省、清国駐在日本帝国領事館との間でも議論が起きた。領有初期のこれらの施策やそれをめぐる議論は、日本政府の植民地統治の方針や、その後の政策にも大きな影響を与えたと考えられる。日本統治期の台湾をめぐる渡航政策の研究において、梁華璜「日拠時代台民赴華之旅券制度」は重要な論文であり、その後の研究に大きな影響を与えている<sup>3)</sup>。同論文は1897年5月8日という猶予期間の終了前後の渡航政策について、主に以下のように理解している。第一に、日本政府が旅券制度を作ったのは、台湾住民を同化し、その中国への移動を遮断するためであった、第二に、旅券制度において台湾人と内地人の間に制度上の差異が当初からあった、第三に、台湾総督府は旅券制度の厳密化によって、台湾住民の清国への渡航を規制していた<sup>4)</sup>。しかし、第一の点については、旅券制度の台湾での導入は台湾住民を対象としたのではなく、内地人のためであったという指摘がなされている<sup>5)</sup>。したがって、旅券制度の目的が、台湾住民を同化し、その移動を遮断するためだという理解は再検証する余地がある。そして、第二の制度的差異については、なぜその差異が存在し、それが

いかなる時代背景や統治理念の影響を受け、その差異が生まれたのかについては、決して十分な分析が行なわれてこなかったといえる。台湾住民への差別を前提に作られた政策なのか、それとも現場の現実問題に対処した結果なのか、あるいは両者の複合なのか、検討が必要である。また、国籍は異なるものの、世界各地での清国人の海外渡航の状況が当時の台湾住民の渡航および彼らに対する政策決定にも大きな影響を与えていることを先行研究は十分には議論していない<sup>6)</sup>。さらに、第三の旅券制度の厳密化と渡航の規制については、もともと可能であった台湾海峡の自由な往来ができなくなったという点から考えると<sup>7)</sup>、旅券制度の成立自体が一種の渡航制限であったと言うこともできるが、旅券制度は台湾住民だけではなく、内地人にも導入されている。人の移動自体を阻むことと、行政の統制の及ばない移動を禁止することとはやはり別の問題であり、植民地行政の一環として分析を加える必要がある。

以上の先行研究の問題点を踏まえたうえで、本稿では1897年5月8日前後という台湾住民の国籍転換の時期に焦点をしばって、同時期における日本内地人、台湾住民、清国人の渡航政策をめぐる外務省、在外領事館、台湾総督府、台湾の地方行政機関の間のやり取りを分析し、初期の渡航政策がいかに決定され、また互いに影響しあっていたのかについて明らかにしたい。たとえば、1920年代の台湾人<sup>8)</sup>旅券撤廃運動にあって、旅券制度はしばしば台湾総督府が台湾人を束縛し差別するための方法であると主張されたが、それをそのまま事実として理解してよいのであろうか<sup>9)</sup>。本稿では、統治初期の渡航政策のなかに、このように従来の研究で指摘されてきたような「差別」が実際に存在したか否か、もし存在したならば、その理由はどこにあったのかについても検証したい。

## 1. 台湾における旅券制度の始まり： 府令第2号条文の解釈について

前述のとおり、台湾において旅券制度の導入の際の対象となったのは台湾住民ではなく、内地人であった。それは当時台湾住民の国籍がいまだ決

定されていなかったということもあるが、1896年3月内地人の台湾への自由渡航の解禁により、今後さらに多くの内地人が台湾に渡航するだろうという予想から、台湾総督が内閣に上申した結果である。1896年11月25日に拓殖務省<sup>10)</sup>経由で外務省より旅券発給の委任書が届き<sup>11)</sup>、その後、台湾総督府は外務省第1号達「海外旅券規則」および外務大臣の発行した諸訓達を参照し、関連規則の制定に着手した。そこで生まれたのが1897年1月15日付の府令第2号「外国行旅券規則」である。ところが、府令第2号の条文については提案の段階で台湾総督府内部から異論があった。渡航者に移動の自由を与えるか、それとも治安維持に重点を置くか、旅券をめぐる二つの根本的な理念の対立が見られた。これら二つの理念は1910年代後半から20年代後半まで台湾人の旅券問題をめぐる台湾総督府内部および台湾総督府、外務省、在外領事館三者の間の議論でもしばしば論点となっており、対象が内地人か台湾人かを問わず、出入国管理上、重要な理念であることがわかる。本節ではまずこれについて検討を試みる<sup>12)</sup>。

内地人向けの府令第2号の原案は、民政局総務部外事課で起草された。最終的に廃案になったが、公布後の府令第2号の条文をと比べると、原案の第4条の削除と第10条の返納先の変更以外は、細かい用語の修正を除けばほぼすべての条文が受け継がれている。削除された第4条は、渡航しようとする本人が戸主でない場合と戸主でありながらも未成年の場合の願書の書き方についての指示であり、第10条では渡航後の旅券の返納先を外務省としていたのが、台湾総督府民政局へと変更された。いずれの修正も在外内地人が内地まで帰還し手続きを行なう手間を省くためだと考えられる<sup>13)</sup>。一方、問題と指摘された条文は府令第2号の第3条と第7条である。ただし、原案の段階ではそれぞれ以下の第5条と第9条であった（句読点・濁点は引用者による。以下同じ）。

第五条 本島内ニ於テ旅券受取ル間合之ナキカ、又ハ外国ニ於テ之ヲ遺失シタルトキハ、其国在留ノ帝國公使館又ハ領事館ヘ其趣ヲ記載セル書面ヲ出シ自身出頭シテ之ヲ願受クベシ

第九条 不正ノ営業ヲ目的トシテ外国ニ渡航セント認メラル、者、若ハ旅行セントスル国ノ国法ニ違反シテ渡航ヲ企ツル者ニハ旅券ヲ下付セズ<sup>14)</sup>

これら二つの条文の解釈について異議を呈したのは同じ民政局に所属する内務部の警保課であった。警保課は、不正営業を目的とする者に旅券を下付しないとする第9条がある一方で、旅券を受け取る時間がない場合には、旅券を所持しなくとも渡航できるという第5条が併存することを問題視した。すなわち、第9条にいう不正営業を目的とする者が第5条の例外規定を利用して無旅券で旅行すれば、抜け道が生じる恐れがあるというのである。そこで、警保課は、第5条の前半部分の「本島内ニ於テ旅券受取ル間合之ナキカ又ハ」を削除すべきだと要請した<sup>15)</sup>。

それに対して、外事課はむしろ上記該当部分を維持しようとした。外事課の見解は以下のとおりである。数年前までは日本人の海外渡航は必ず旅券の携帯が必要だったが、今日になると携帯するか否か、それは本人の責任で、たとえ未携帯によって海外で何か不利益を受けたとしてもそれは個人の問題である。第5条を設ける理由はより渡航者に便宜を与えることにある。また、第5条は第9条の「抜け道」というより、「寧口第五条ノ名文アルカ故ニ第九条ノ取締ヲ要スル所以ナリ」、<sup>16)</sup>「第五条ニ於テ渡航者ノ便利ノ途ヲ拵ゲ第九条ヲ以テ之ガ不足ヲ補フモノ」である。結局のところ、この外事課の意見が採用され、第5条の前半は維持されることになった。

前述のように、この議論には出入国管理をめぐる二つの理念が現れている。国家発展の観点からより多くの人を海外と往来させるべきだという理念と、国家の体面を損なう人物に対しては渡航を制限すべきだという理念である。従来の日系移民研究の通説によれば、日本内地人の海外渡航は1868年の無旅券ハワイ渡航の「元年者」を嚆矢とするものの、その失敗により、日本政府は1885年の官約移民まで基本的に消極的な態度を取っていた<sup>17)</sup>。しかし資本主義の浸透によって、農村に大量の余剰人口が発生すると、日本政府は

積極的な態度へと転換する<sup>18)</sup>。台湾で旅券制度が導入された1897年は、すでにハワイや米国、カナダへの日本人移民が本格化し始めた時期であった<sup>19)</sup>。それが第5条の前半が維持された大きな背景であると考えられる。

しかし、府令2号が公布されると、現場では運用上の不都合を訴える声が見られた。1897年2月15日付台北県知事橋口文蔵は民政局長水野遵宛ての書簡で府令第2号第3条（原案の第5条）について問い合わせている。「府令第二号第三条ニハ、明カニ無旅券ニテモ発程シ得ルノ関門ヲ広開シアルヲ見レバ、無旅券ト云フノ一事ハ取締上毫モ咎ムベキノ理由タラズ、（中略）尚将来ニ於テモ、此関門ノ広開シアル間ハ多少ノ漏洩ハ免ガレ難カルベキ欵、此点聊カ抵触ノ感有之」<sup>20)</sup>。これに対して、当時内地人密航者の多くが清国の厦門・福州等に渡航している状況から渡清者に対して注意を促したいと1897年3月5日付で民政局長は返答している<sup>21)</sup>。つまり現場では府令第2号の条文解釈だけでは徹底的な管理ができなかったため、最終的に特定の地域への渡航者に監視するという方法を付け加えたのである。

## 2. 一時渡航証明書から旅券への変更

台湾住民の身分変更の期限である1897年5月8日が迫ってくると、5月8日以降に日本臣民に編入される台湾住民に対して猶予期間内に交付した一時渡航証明書<sup>22)</sup>の扱いをどうすべきなのか、また5月8日以降いかなる渡航証明書を発給するか、という問題が浮上してきた。

猶予期間内に交付された一時渡航証明書については、渡航期間が5月8日以降にわたる者にも証明書を下付することが1897年1月13日付で決定された<sup>23)</sup>。その理由は「右日限五月八日以後ニ亘ルモノ証明書下付不相成候テハ、人民ノ不便ハ勿論或ハ以テ彼等ガ帝国臣民タルノ機会ヲ奪フノ虞有之候」と民政局長水野遵が述べている<sup>24)</sup>。ここからもわかるように、当時の台湾総督府は先行研究でいう台湾住民の渡航を遮断するのではなく、むしろその移動の自由を保証し、対岸の清国に渡航した台湾住民の帰還に積極的であった<sup>25)</sup>。

そして、1897年4月2日に5月8日以降、日本臣民に編入される台湾住民にも府令第2号の「外国行旅券規則」に準じて旅券を下付することが決定され<sup>26)</sup>、さらに4月21日に「帝国臣民タル台湾住民ニ外国行旅券下付ニ付心得」という内訓が各地方庁に送られた。その内容は以下のとおりである。

- 一 帝国臣民タル台湾住民ニシテ商用其他私用ノ為、清国へ渡航セントスル者ニ対シテハ、内地人ノ例ニ準ジ、取調不都合ナキ者ハ旅券ヲ下付スベシ
- 一 前記ノ人民ニシテ清国外ノ外国ニ渡航セントスルトキハ、内地人ニ対スル例ニ準ジテ取調ブルノ外、身元資産及当人ノ経歴及能力等取調充分ト認メ難キ者ニハ、旅券ヲ下付スベカラズ<sup>27)</sup>

台湾住民に対する旅券下付の基準は清国と清国以外の国に渡航する場合には異なり、清国以外の国の場合にはより厳しく定められていた<sup>28)</sup>。ここには二つの問題が絡んでいる。第一に、なぜ台湾住民に対して出国先によるダブルスタンダードを設ける必要があったのか。第二に、なぜ清国以外の国に渡航する内地人は身元資産などが充分でなくても渡航できるのか。当時の内地人の海外渡航に対する日本政府の態度とどのような差異があったのか。二つ目の問題についてはすでに第1章で触れたが、一つ目の問題とも密接な関係があるので、以下では総合的な検討を試みたい。

ここで着目すべきは台湾住民の海外渡航に関して1897年4月10日付で事務官から民政局長へ提出された律令案「外国ニ渡航スル台湾住民取締ニ関スル件」<sup>29)</sup>と1897年6月1日付で上記の律令案を否定した意見書である<sup>30)</sup>。まず4月10日付の律令案では、海外に渡航する台湾住民は日本内地人の髪型および服装にすべきであると規定し、そうでなければ日本の官庁から保護を受けることができないとした<sup>31)</sup>。台湾総督府は台湾住民の国籍選択の際に、風俗慣習については干渉しないという方針を1896年8月に打ち出していたが<sup>32)</sup>、それは台湾島内に居住する者を想定して作られた

ものであり、海外に渡航する台湾住民に対してはその方針に準じているわけではなかった。その背景には、当時欧米各国が清国人労働者に対して排斥運動を行い、特にアメリカで1882年に「排華法」を公表し公然と清国人労働者の上陸を禁止していたことがあげられる<sup>33)</sup>。5月8日以降、台湾住民は日本国籍に編入され日本帝国臣民になるにもかかわらず、海外では当該国の判断により清国人と見なされ日本臣民としての権利や保護が保障されないことは、「我国ノ体面ヲ汚汚」し、国際的問題が生じる恐れがあると懸念されていた。その予防法が海外渡航する台湾住民に対する日本内地人の髪型と服装の推奨であった<sup>34)</sup>。「国の体面」にかかわるといふ観念は内地人の売春婦や無職者の清国への渡航を阻止する台湾総督府内部の議論にも現れていた<sup>35)</sup>。ただし、その場合は不良日本人による日本人全体への評価の低下を危惧していたものであったが、4月10日律令案の場合は不良台湾住民による風評よりも、むしろ日本帝国の国民認定にもかかわらず当該国の判断が優越することを危惧していたと考えることができる。いずれにせよ、「国の体面」という従来は在外内地人のみに対して憂慮されていた観念が、台湾住民の日本国籍への編入に伴って、台湾住民に対しても憂慮されるようになったのである。換言すれば、4月10日の律令案は台湾住民を自国民の一部として認めていたからこそ起案されたものであるといえる。

この律令案は最終的には廃案となったが、その理由を6月1日付の意見書からうかがえてみたい。

別紙律令案ハ日本臣民タル台湾住民締盟諸外国ニ渡航セントスルトキハ、一見日本人タルノ頭髪及服装ヲ為スベキコトヲ規定セントスルモノナリ。然ルニ之ヲ英国ノ例ニ徴スルニ、英国籍ニ入りタル支那人ハ其如何ナル服装頭髪ヲ以テスルモ、合衆国政府ハ支那人拒絶条例ニ依リ之ヲ支那人トシテ取扱フコトハ、在香港清水領事ノ照会ニ対スル米領事ノ回答ニ依テ明カナリ。而シテ英国ニ於テ其国籍ニ入りタル支那人ニ命ズルニ、清国服装ヲ廢シ一見英国臣民タルヲ識

別スルニ難カラザル服装ヲ用ユベキコトヲ以テシタルハ、清国内地ニ住所若ハ居所ヲ定ムル者ノミニ対シタルモノニシテ、其他ノ外国ニ居住スル者ニ対シテハ何等ノ規定ヲ設クルコトナシ。是レ清国ニ於テハ其本国人ト英籍支那人トヲ一見区別スルノ困難ナルニ出デタルモノナリ故ニ、清国ニ渡航セントスル台湾住民ニ対シテハ或ハ頭髮及服装ノ制ヲ設クルコト可ナランモ、合衆国及濠州ノ如キ邦国ニ於テハ其国籍及服装ノ如何ニ拘ハラズ支那人種ハ総テ之ヲ支那人トシテ遇スルコト前陳ノ如クナルヲ以テ、一般ニ頭髮及服装ノ制ヲ定ムルコトハ寧ロ其必要ヲ認めザルノミナラズ、之ガ為メニ純然タル日本人種ノ妨害ト為ルコト不尠ト思量ス依テ、当分ノ内別ニ法規ヲ設ケズ、外国行旅行券下付ノ際、特ニ詮議ヲ厳密ニシ其資産能力性情等ヲ審査シ、外国ニ於テ日本臣民タル保護特権ヲ享有セシムルニ差支ナキ者ノミニ旅行券ヲ下付シ、旅行券ヲ有セザル者ハ外国ニ於テ日本臣民ノ待遇ヲ受クルコトヲ得ザルモノト内定セラレ可然哉仰高裁<sup>36)</sup>

以上の意見書の要点は主に三つある。第一に、アメリカやオーストラリアにおいては、たとえイギリス国籍を取得しイギリス風の服装や髪型をしても、清国出身者は依然として清国人と見なされ排除されていることから、海外に渡航する台湾住民に日本内地人の髪型と服装を推奨しても効果がないこと。第二に、台湾住民に日本内地人の髪型と服装を推奨するのは「純然タル日本人種ノ妨害」となること。したがって、第三に、別の方法として、台湾住民の資産・能力・素行を厳密に審査し、外国において日本臣民としての保護特権を享受するに差し支えない者のみに旅券を下付すること。こうした認識は1897年4月21日の内訓のダブルスタンダードと理由を同じくするものであると考えられる。

アメリカの1882年の「排華法」は当時国籍法未施行の清国人労働者を対象としていただけではなく<sup>37)</sup>、この意見書からわかるように、すでにほかの国の国籍を取得していた清国出身者をも対象としていた。「排華法」は国籍の如何を無視した

人種差別以外に何ものでもないが、当時の台湾総督府・日本政府はそれに対して抗議し対抗措置をとるわけでもなく<sup>38)</sup>、資産能力や素行を厳密に審査したうえで、旅券を下付するという台湾住民の選別を行なうにすぎなかった。すなわち「排華法」のため入国資格や旅券の有効性をめぐる外交問題を惹起しかねない台湾人労働者などにあらかじめ渡米の機会を与えようとしなかったと考えられる。当時の日本が不平等条約の未解決など、いまだに欧米諸国と対等な関係を築けていなかったことも、こうした方策の採用の背景として無視できないものであろう<sup>39)</sup>。

ところが、上記のような配慮を行なったにもかかわらず、1901年に台湾の資産家郭春秧が内地人と同じく旅券のみでオランダ領ジャワに上陸を試みたところ入国を許可されず送還された件に対し、台湾総督府が外務省に問い合わせた結果、台湾住民がオランダ領ジャワに渡航する際には内地人と異なって必ず査証を受けるようにという通知を受けとった。ここから日本側の期待とおりには台湾住民の海外渡航が円滑には実現しなかったことがわかる。「本島人ハ無論帝国臣民トシテ何等ノ査証ヲ要セザル儀ニ有之候得共、渡航地官衙ニ於テ帝国臣民タルヤ否ニ付、疑惑ヲ生ズルコト無之ヲ保シ難キヲ以テ、本島人ニシテ蘭領ニ渡航セントスルモノハ必ズ本島駐在同国領事ノ査証ヲ受ケ候方、万全ノ策ト認め候<sup>40)</sup>」とあるとおりである。ただし、さきの意見書に見える「純然タル日本人種ノ妨害」という表現からは、「人種」によって国籍集団内に線引きを行なう、西洋の清国人への人種差別を日本側も受容していることがうかがえる。近年の在アメリカ中国人移民研究は、明治日本政府の中国人移民への差別を差別内差別と称して批判を行なっているが<sup>41)</sup>、同様の傾向が台湾住民の海外渡航に対する日本政府の姿勢にも見られる。

要するに、1897年5月8日以前、台湾総督府は台湾住民に対する海外渡航上の便宜と、彼らが帝国臣民となる機会を奪わないようにするために、有効期限が5月8日以降にわたる一時渡航証明書が発給をも行なっていた。また5月8日以降になると、台湾住民に対して内地人と同様に旅券制度

を導入した。しかし台湾住民の海外渡航には内地人と異なって、清国と清国以外の国への渡航の間に発給基準の差異を設けるダブルスタンダードが見られた。その背景には欧米における清国人の排斥と、それに代わる日本人の出稼ぎ労働者の海外進出があった。台湾住民を日本臣民の一員として認めていたからこそ、国家の体面というもともと日本内地人にしか適用されなかった観念が台湾住民の海外渡航に対する政策論議の中にも現れたわけだが、一方で、アメリカを始めとする西洋諸国の清国人排斥に対する当時の台湾総督府・日本政府の態度からは、西洋の人種差別的制度の受容やその差別の内在化も同時に確認できるのである。

ところが、台湾人の旅券政策が生み出された過程を現場レベルから分析すると、以上のような人種差別観念の内在化だけでは解釈できない事象が現れてくる。次章では、その問題を取り上げることにしよう。

### 3. 旅券制度の厳密化： 人相書から写真制度へ

1897年4月17日、廈門領事上野専一は外務次官の小村寿太郎宛ての書簡で台湾住民の旅券への写真貼付の義務化について上申を行なった<sup>42)</sup>。旅券の不正利用を防ぐために、上野は主にシンガポールやペナンなどでイギリスが施行している清国人向けの旅券政策を参考にし、台湾住民の旅券にも写真の添付が必要だと訴えたのである。また彼は領事館における登記手数料を2円とすることも提案した。なお、内地人の旅券への写真貼付が義務化されたのは1917年1月20日付外務省令第1号以降のことであり、1897年の時点ではいまだ実施されていなかった<sup>43)</sup>。

これを受けて、外務省が拓殖務省を経由して台湾総督府に連絡したところ、総督府民政局長は1897年5月28日に台北、台中、台南県知事、澎湖島司に上記の件について意見を求めた<sup>44)</sup>。これに対し、台南県知事磯貝静蔵は異議なしとしたものの<sup>45)</sup>、台北県、台中県、澎湖庁からは反対意見が表明された。台北県知事橋口文蔵は、政務の煩雑化や台湾住民による写真の忌避を理由として、

人相書のほうがよいと返答した<sup>46)</sup>。台中県知事村上義雄の意見もこれに近く、そもそも台中県庁所在地にすら写真館がない状態なので、人相書のほうが「当該官吏ノ便宜ヲ得ル尠少ナラザルベク」と述べている。また領事館での登記手数料についても無料にするか、あるいは徴収するにしても少額にすべきだと進言した<sup>47)</sup>。澎湖庁長事務取扱大島富太郎によると、澎湖の土地は農業に適せず、「人民ノ過半ハ船夫若クハ出稼人トナリ、清国へ渡航シ以テ生計ヲ営メリ。其船夫トナリ出稼人トナリ、以テ得ル所ノ賃金亦多カラズ、辛フジテ生計ヲ立ルニ過ギズ」、写真撮影の費用や登記手数料を支払う余裕はない。したがって、写真の添付と手数料徴収の両方とも見合わせ、人相書を採用すべきだと大島は述べている<sup>48)</sup>。つまり、現場の官僚は事務負担増加の回避と現地の条件の未整備という状況から、反対を表明したのである。

以上の反応を踏まえ、1897年6月25日に民政局長が拓殖務次官に返答し、結局写真ではなく人相書の導入が決定され<sup>49)</sup>、同時に各県各庁に次のような人相書の雛形が通知された。

明治何年何月何日付	所持人	氏名
旅券第何号付属		
人相書		
一 体格	肥満又ハ瘦瘠等	
一 身丈	何尺何寸	
一 頭髮	辮髮ニシテ濃キ又ハ薄キ方	
一 顔相	円クシテ色白キ又ハ黒キ方	
一 目	細ク又ハ太キ方 若ハ通常	
一 鼻	高ク又ハ低キ方 若ハ通常	
一 口	太ク又ハ細キ方	
一 齒	齊整或ハ前齒脱ケタル等ノ類	
一 耳	太キ又ハ細キ方	
一 容貌及身体ノ特徴	面部ニ若干ノ痘痕ヲ存シ又ハ身体前方ニ屈シタル等ノ特状ヲ詳記ス <sup>50)</sup>	

実はこれよりさきの1896年2月、台南民政支部が一時渡航証明書に人相書を導入している<sup>51)</sup>。それは日本統治期の台湾における人相書制度の嚆矢であるが、その時の人相書と1897年6月導入のそれとの間には記載事項に相違があり、後者のほうが外見の特徴をより詳細に記すことになっている。

ところが、人相書制度を運用し始めると、「爾來旅券ニ人相書ヲ添付シ処理致来候得共、実施上右ハ頗ル手数ノ煩雜ナルノミナラズ随テ漏出スル弊害ヲ防グニ足ルベキ完全ノ効力ヲ奏シ難」いという報告が1897年10月11日付の台北県知事橋口文蔵の書簡においてなされることになる<sup>52)</sup>。橋口は見解を改めたのである。それを受けて、台湾総督府は1897年11月13日に府令第55号を發布し、台湾人の旅券には写真1枚の貼付を要するが<sup>53)</sup>、地方の状況によって難しい場合にはこれを省略してもよいという折衷的方策を出した<sup>54)</sup>。

これまでの議論をまとめると、在清国厦門領事はイギリスの植民地統治の経験にならって、台湾住民の旅券への写真貼付を外務省に要請した。結果的には写真制度が導入されたものの、その過程を詳細に見ると、各地域の実情に応じた反対意見が提起されていたことが明らかになった。同時期の内地人の旅券については写真導入の議論すら出ていなかったことを考えれば、台湾における旅券制度の導入はその最初期から台湾住民と内地人の間にすでに制度上の差異が存在していたといえる。しかし、写真添付制度は意図的に台湾住民を差別するというよりも、台湾住民と清国人との間で旅券が不正に使用されたことから、その防止策を嚴重にした結果であり、あくまで行政が現場で直面した問題の反映だと考えられる。実は、内地人の旅券に対しては写真添付の要請がないものの、台湾総督府がまったく規制を行わなかったわけではない。台湾でも1900年から内地人の渡米規制が始まっている<sup>55)</sup>。台湾住民に対する規制よりも遅れたのは、人数が僅少のため、その必要性を台湾総督府が認識するのに時間がかかったからであり、必要性の背景も同一ではなかった。つまり各行政機関は眼前の問題に対処しながら順次制度を整えていくなかで、結果として内地人と台湾住民との

間に制度的差異が生まれる場合も見られたが、前述のとおり、そうした差異を「差別」という観点のみから理解することには限界があるのである。

こうした台湾住民に対する旅券の写真導入は、清国人の渡航証明書にも同様の変化を与えることになった。次章ではこの問題について論じることしよう。

#### 4. 清国人製茶職工許可証における写真の導入

台湾に入域する清国人の渡航証明書への写真の導入は、まず製茶業に従事する清国人労働者を対象として始まった<sup>56)</sup>。製茶業は当時の台湾にとって重要な産業の一つであり、清国人労働力に依存していた。1896年1月1日、清国人労働者の台湾への渡航規制が施行されると、イギリスの商人にとって致命的な打撃であることから、イギリス政府は台湾総督府に強く抗議した。それに対し、総督府は外国領事の発給する証明で渡航できるようにするなど、ある程度の譲歩を示したが、問題がそれで解決されたわけではなかった。1897年に入ると、イギリス領事の台湾総督府への直接的な働きかけだけでなく、イギリス公使が日本の外務省経由で台湾総督府に製茶職工の渡台に便宜を求めたことも確認できる<sup>57)</sup>。一方、台湾の製茶業者も積極的に事態の打開に向けて努力した。台北大稻埕茶業者総代の松本亀次郎は1897年9月21日、台湾総督乃木希典に「茶商公会及在清帝国領事ノ証明」を所持する者に特典を与えて渡航を許可するよう求める請願書を送っている<sup>58)</sup>。また台北県知事橋口文蔵の尽力もあって、1897年10月15日に訓令128号が發布され、製茶職工用の許可証制度が設けられた。その内容は以下のとおりである。

清国人タル製茶職工ヲ雇使セントスル者アルトキハ、其渡航前被雇職工ノ原籍住所氏名年齢並雇入期限ヲ詳記シ、其身元ヲ保証シタル願書ヲ差出サシメ、不都合ナキ者ニ限り之ヲ許可スベシ。前項ニ依リ許可ヲ与ヘタルトキハ、雇主及雇人ノ原籍住所氏名年齢ヲ直ニ報

告スベシ<sup>59)</sup>。

手続きの流れは主に以下のとおりである。製茶職工が台湾を離れる前に、雇用主がまとめて職工の身元情報などを詳記した身元保証願書を所轄の地方県庁に提出し、問題のない職工に許可証が発給される。次回渡台時には、あらかじめ職工が許可証を持参して日本の厦門帝国領事館で許可証の裏に証明の印を押してもらい渡航するのである。しかしその後、製茶職工の許可証に写真または人相書を添付するかどうかをめぐって、台湾総督府と外務省、厦門領事との間に大きな対立が発生した。興味深いことに、すでに日本国籍に編入されていたにもかかわらず、台湾住民の旅券問題がその議論に登場する。

発端は、1897年11月23日に厦門領事上野專一が外務次官小村寿太郎に対し、製茶職工許可証が無断で売買譲与される恐れがあるため、写真あるいは人相書を添付してほしいと上申したことであった<sup>60)</sup>。上野は「売買譲与致候モノ有之候ハ海外旅券ニ徴シテ明白ナルコトニ有之」と言及、つまり台湾住民の海外旅券が不正に利用されていることから、清国人の製茶職工許可証でも同様のことが起きうると予測しているのである<sup>61)</sup>。これを受けて、外務省通商局が台湾事務局<sup>62)</sup>経由で総督府に連絡し、翌年(1898年)1月20日に台湾総督府民政局長曾根静夫から回答がなされる。民政局長によると、写真または人相書を添付することは訓令第128号を発布する以前にすでに台湾総督府内で検討されていた。しかし「一名又ハ数名ノ土人〔先住民ではない——引用者〕が清国ニ旅行スル場合トハ大ニ其趣ヲ異ニシ、四千人内外ノ職工一時ニ帰国セントシテ許可証ノ交付ヲ願出ツル為写真ノ如キモ容易ニ出来スベキ儀ニ無之、況ンヤ々人相書ヲ取ル如キハ言フベクシテ行フベカラザル儀ニ付」、十分に議論したうえで訓令第128号を発布した。しかも「警察官ニ於テモ彼等ノ再渡台ニ関シ充分取締ノ道相立ツベキヲ信ジ居候次第ニテ」、写真あるいは人相書の添付に同意できないという内容であった<sup>63)</sup>。しかし、それに対する1898年2月10日付の外務省通商局長内田康哉の反応は非常に強硬なものであった。その要

点は主に以下の二点である。第一に、ただ形式的に厦門領事に渡航証明書を発給してもらうなら、そもそもその手続きを廃止したほうがよい。領事に発給してもらうなら、問題が発生しないように取計るべきである。第二に、写真または人相書による手続きの短期間の集中については、製茶職工が台湾に滞在している間に徐々に手続きを進めればよい<sup>64)</sup>。これに反論しても外務省通商局が受け入れないだろうと判断した台湾総督府は、厦門領事と直接の接触を試みた<sup>65)</sup>。すなわち1898年2月25日に台湾総督府民政局総務部外事課の杉村濬課長が、厦門出張員の澤村繁太郎に連絡し、台湾総督府の考えを強調したうえで、「事務ノ煩累ヲ求メテ強テ人相書又ハ写真ノ貼付ヲ強行スル程ノ必要モ無之カト存候間上野領事ノ意見充分御問合相成度」と依頼した<sup>66)</sup>。それに対してまもなく返答がなされた。厦門領事は写真または人相書の添付の件をめぐる台湾総督府民政局と外務省通商局の意見対立に対して遺憾の念を表明し、当年度はとりあえず訓令第128号の方法で行ない、来年度以降の方法についてはまた私信で協議するという考えを示した<sup>67)</sup>。総督府はこれに同意し、とりあえずこの一件は決着した。

その後、予測とおり製茶職工許可証の転売が発生すると、台湾総督府は訓令第50号を出し、次年からの写真制度の導入を発表した<sup>68)</sup>。また、1898年10月の制度改正によって、厦門領事の証明は不要となった<sup>69)</sup>。

以上のことからわかるように、渡航証明書——台湾住民の旅券問題にも同じことが言えるが——に写真や人相書を導入することは、現場の行政にとって大きな負担であり、それを軽減するために、できるかぎり反対意見を主張した。一方、清国駐在の日本領事においても同様に現場で起きる問題に直面しており、不正防止は喫緊の課題であった。たしかに内地人と比べると、制度上の差異が存在しているものの、それは台湾住民あるいは清国人に対する差別意識に基づいたものであるというよりも、現場の実情要請に対処した結果として生まれたものであると考えたほうがよからう。



## む す び

本稿は1897年前後という台湾住民の国籍選択の時期における渡航制度の形成過程のなかで、日本内地人、台湾住民、清国人の渡航政策がいかに考案され、また相互に影響しあったのかについて分析を行なった。特に先行研究においては、政策自体についての言及がなされながらも、その内実については深く検証されてこなかったため、本稿では政策決定の時代背景や内部の議論から見出せる渡航政策に関する基本理念のほか、内地人以外の集団に対する渡航政策の立案と決定の過程において政策的合理性よりも差別を優先するような姿勢が見られたのか否かという問題に注意を払いつつ、史料を検証してきた。

まず、台湾で内地人のために導入された旅券規則の条文の解釈については、原案の段階で台湾総督府の内部で議論が起きていた。ここでは海外渡航の手続きの便宜を図り渡航者の増加を優先するか、それとも犯罪者予備軍や素行不良者の渡航制限を優先するのかという旅券政策をめぐる基本的な2つの理念が対立していたことが判明した。結果的に台湾総督府は前者を優先したが、これは当時欧米各国が清国人労働者を排斥し、その代替として日本内地人の労働力の需要が拡大、日本政府も積極的に農村の余剰人口を海外へ送出しようとしていた当時の日本帝国全体の移民政策と密接に関連していたと考えられる。

そして、台湾住民に対しては、猶予期間内の一時渡航証明書の発行を続けるとほぼ同時に、5月8日以降は内地人に準じて旅券を下付することを決定した。ただし、台湾総督府は台湾住民の海外渡航制度を、清国と清国以外の場合に分けるダブルスタンダードを設けていた。これは台湾住民を自国民として認める一方で、西洋の人種差別的制度に対して抵抗ではなく受容という形で応じたことを意味する。しかし渡航制度のすべてが「差別」を原理として生まれたと解釈する従来の理解にも無理があることもまた明らかとなった。

台湾住民の旅券および清国人製茶職員の渡台許可証への写真貼付の義務化の導入過程は、そうし

た考えを傍証するものである。当時問題をめぐる厦門領事、外務省、台湾総督府、台湾の各地方庁の間の議論から、それがあくまで行政が現場で直面した問題への対処から生まれた個別的かつ実務的な制度変更であったことが判明した。結果として内地人と台湾住民との間に制度上の差異が生じたものの、それは台湾住民、あるいは清国人を意識的に差別するために設けたものではなかった。

しかし、その後1907年には内地人の清国への渡航旅券の撤廃がなされたにもかかわらず、台湾住民にはそれが適用されず、その結果1920年代に発生した台湾人の旅券反対運動に対して総督府が理解を示しつつも、台湾人が満足するほどの行動に移れなかったことから考えると、時間の経過とともに内地人と台湾人の間に実務上発生していた個別の制度上の差異が次第に拡大し、それが総督府側では当然視されていく一方で、一部の台湾人にはそれが一連の不平等のひとつとして認識されていったのではないかと考えられる。この問題の分析については別稿に譲りたい。

## 注

- 1) 西洋人の台湾渡航については、日本帝国と通商および航海の条約を結んだ西洋各国の出身者は自由に淡水、基隆、安平、台南府、打狗に往来することが可能であると台湾総督府が1896年1月29日に宣言している。台湾総督府の調査によると、1896年2月末現在台湾には合計76名の西洋人が居住し、内訳はイギリス人50人、ドイツ人16人、スペイン人7人、デンマーク人1人、ポルトガル人1人、アメリカ人1人であった。なお、清国人は西洋人と同じ外国人でありながら、西洋人と区別されて政策を設けられた。したがって、ここでいう「外国人」は主に「清国人」を指す。台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌Ⅱ 領台以後の治安状況』上巻、緑蔭書房復刻、1986年（1938年）、212～213頁。
- 2) 詳しい内容は巫観「日本統治下の台湾における人口移動政策——1895年5月8日～1897年5月8日の猶予期間を中心に——」（『社会システム研究』第21号、2018年）を参照。1895年5月8日以前に台湾島および澎湖列島に一定の住所を有する者については1897年5月前後までの台湾総督府公文書には「台湾住民」、「台湾土人」、「土民」、「土人」、「本島住民」などの用語が多用されているが、本稿は「台湾住民」を用いて議論を行なう。また、台湾が日本に割譲された段階で、日本人と認識された人々については、公文書では「内国人」「内地人」という表現が見ら

- れるが、本稿では「内地人」を使用する。なお、「清国人」と「台湾住民」のいずれにも「蕃人」と呼ばれる先住民は含まれていない。
- 3) 梁華璜「日攄時代台民赴華之旅券制度」『台湾風物』第39巻第3期, 1989年。それ以降の研究は主に李俊昌「日治初期台湾渡航制度之研究(1895-1907)」(台湾国立政治大学修士論文, 2008年)、王学新「日治時期台湾出入境管理制度与渡航兩岸問題」(『台湾文獻』第62巻第3期, 2011年)が挙げられる。
  - 4) 梁華璜前掲論文, 1~7頁。
  - 5) 李俊昌前掲論文, 60頁。巫靚前掲論文, 12~14頁。ただし、それ以外の論文は梁の見解を引き継いでいる。
  - 6) この点については、李俊昌前掲論文は梁、王と異なって、台湾住民だけではなく、内地人、清国人の渡航政策をも視野に入れて議論を行なっているが、清国人の部分はあくまで台湾へ渡航する清国人に限り、欧米への清国人の渡航については触れていない。また、王学新前掲論文には、欧米社会の清国人への差別についての指摘があるものの、それが台湾住民の渡航政策に影響を与えたかについての議論はない。
  - 7) 清代における台湾への渡航は1875年まで自由ではなかった。清代初期において家族連れの設定型の移住は禁止され、台湾に渡航した人の多くは単身の季節労働者の男性であり、また戸籍も日本への割譲の直前まで台湾への移転が許されなかった。一方、台湾へ密航する人がかなりの規模になると、次々と新しい渡航対策が出されたが、十分な効果は上げられなかった。莊金徳「清初嚴禁沿海人民偷渡來台始末」(上、下)『台湾文獻』第15巻第3、4期, 1964年。林淑美『清代台湾移住社会の研究』汲古書院, 2017年, 45~51頁。
  - 8) ここで、「台湾住民」ではなく、「台湾人」を使う理由は、1920年代にすでに無視できないほどの内地人が台湾に居住しているからである。たとえば、1921年10月1日に施行された第一回台湾国籍調査によると、当時の台湾在住内地人の人口は164,335人に達している(1921年9月10日付『府報』第2470号)。
  - 9) 1924年10月21日付『台湾民報』社説「希望撤廢渡航中国的旅券制度」をはじめとする一連の旅券反対報道。なお、『台湾民報』は1923年4月に東京で創刊され、1927年8月に台湾総督府に認可され、その後台湾で印刷、発行された新聞である。政府側のいわば官報にあたる『台湾日日新報』とは異なって、台湾社会の問題を厳しく指摘する新聞だと言われている。呉密察原著監修、横澤泰夫編訳『台湾史小事典(増補改訂版)』中国書店, 2010年, 196頁。
  - 10) 1896年4月1日から1897年9月2日までの期間にあって台湾および北海道の政務を監督した機関である。1896年3月30日付勅令第87号(1896年3月31日付『官報』第3823号)、1897年8月31日付勅令第294号(1897年9月1日付『官報』第4251号)。
  - 11) 「海外旅券規則制定ハ総督ヘ委任ノ旨拓殖務大臣〔高島鞆之助〕訓令」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典藏号00000132020。
  - 12) この点については、李俊昌前掲論文にも言及があるが(23~25頁)、一次史料の誤読があり、台湾総督府民政局総務部外事課の存在が解明されておらず、論説の結果にも影響を与えている。
  - 13) 「外国行旅券規則府令第二号」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典藏号00000132021。
  - 14) 同上。
  - 15) 同上。
  - 16) 同上。
  - 17) 1868年(明治元年)自称駐日ハワイ総領事のアメリカ人ユージン・M・ヴァン・リードの周旋により無旅券でハワイに渡航した約150名の日本人労働者を指す。ただし、死者まで出たその渡航は決して成功とは言えず、最終的に日本から使節が派遣されることによって事態が収拾された。この事件の影響で、日本政府は1885年まで日本人の海外移民に対して消極的な態度を取っていた。今井輝子「「元年者」移民無免許ハワイ渡航問題についての一考察」(『津田塾大学紀要』第11号, 1979年)を参照。
  - 18) 塩出浩之『越境者の政治史——アジア太平洋における日本人の移民と植民——』名古屋大学出版会, 2015年, 14頁。
  - 19) 塩出前掲書, 331~335頁。
  - 20) 1897年2月15日付台北乙秘第53号で、台北県知事橋口文蔵発民政局長水野遵宛ての書簡。「厦門、福州其他清国南岸〔泉州地方、福州地方〕ニ関スル無頼漢及醜業婦渡清者取締方台北県へ通達」明治三十年甲種永久保存第十六巻、『台湾総督府檔案』典藏号00000136028。
  - 21) 1897年3月5日付民政局長発台北県知事宛ての書簡。前掲「厦門、福州其他清国南岸〔泉州地方、福州地方〕ニ関スル無頼漢及醜業婦渡清者取締方台北県へ通達」。
  - 22) 一時渡航証明書については巫靚前掲論文, 8頁を参照。
  - 23) 1897年1月13日付台湾総督府民政局長水野遵発台南県知事職員静蔵宛ての書簡。「清国人一時渡航ニ関スル件」明治三十年台南県公文類纂永久保存第六十五巻、『台湾総督府檔案』典藏号00009725006。
  - 24) 前掲「清国人一時渡航ニ関スル件」。ただし将来依然として台湾に居住し帝国臣民になることを願う意思表示の書面とその家族の氏名書の提出が必要であった。
  - 25) 日本臣民に編入することを希望しない者は無旅券で清に渡航することができたが、再び台湾に帰還する場合は、清国人として「清国人上陸条例」に従って、手続きを行わなければならないなかった。
  - 26) 1897年4月2日付民政局長発各地方庁宛ての通達「本島土着人ニ海外旅行券發給方ニ関スル件」。

- 「本島土着人ニ海外旅行券発給方」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』、典蔵号 00000132016.
- 27) 前掲「本島土着人ニ海外旅行券発給方」.
- 28) ただし英領香港については1897年7月3日付の通知で清国に準ずると決定された。「旅行券出願者身元取調書添付並ニ旅券取締ニ関スル件(元台南県)」明治三十年台南県公文類纂永久保存第八十九巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00009749009.
- 29) 「外国ニ渡航スル台湾住民待遇ニ関シ取締方」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000132015.
- 30) 同上.
- 31) 同上.
- 32) 1896年8月20日付『台湾新報』第13号記事「台民秘説」を参照. なお、『台湾新報』は1896年から1898年まで台湾総督府が民間人に委任して台湾で発行させた日本語の新聞である. 1898年には同じ民間人に委任して作らせた『台湾日報』と合併し、『台湾日日新報』となった. 李佩蓉「日本統治時代初期の台湾における漢字新聞の研究——『漢文 台湾日日新報』(1905)の創刊経緯とその背景を中心に——」『龍谷大学社会学部紀要』第46号, 2015年, 146頁.
- 33) 1882年, アメリカ政府によって公布された「排華法」については, 貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民』(名古屋大学出版会, 2012年)第3章を参照.
- 34) 前掲「外国ニ渡航スル台湾住民待遇ニ関シ取締方」.
- 35) 巫靚前掲論文, 13頁.
- 36) 前掲「外国ニ渡航スル台湾住民待遇ニ関シ取締方」.
- 37) 清国国籍法が制定されたのは1909年である. 「大清国籍条例」「大清国籍条例施行細則」1909年3月31日付〔宣統元年閏二月初十日〕『政治官報』第509号, 9~14頁.
- 38) 第一次世界大戦後のパリ講和会議で日本政府が提出した人種差別撤廃条例案は主に北米やオーストラリアにおける日本人の入国規制に対処するものであったが, そこに植民地の台湾人や朝鮮人への配慮はなかった. 塩出前掲書, 298頁.
- 39) なお皮肉なことにアメリカの「排華法」に対して, 当時の清国政府は移民を援助するどころか, 政府間の友好を最優先し「排華法」を受け入れた. 貴堂前掲書, 144~145頁.
- 40) 「本島人ニシテ蘭領爪哇へ渡航スルモノ、海外旅券証明方ノ件」明治三十四年乙種永久保存第二十一巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000619013.
- 41) 貴堂前掲書, 67頁.
- 42) 1897年4月17日付機密第10号で, 厦門領事発外務次官宛ての書簡. 「台湾人渡清ニ関シ在厦門帝国領事具申雑件」外交史料館資料, 3門8類2項68号.
- 43) 柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』第12号, 1998年, 40頁.
- 44) 1897年5月28日付民総第916号ノ1. 「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00000132025.
- 45) 1897年6月11日付台南県知事発民政局長宛ての書簡. 前掲「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」.
- 46) 1897年6月4日付台北県知事発民政局長宛ての書簡. 原文は以下のとおり. 「写真式葉ヲ差出サシムル義ハ政務錯雑之今日到底行ハレ難キノミナラズ, 土人ノ慣習トシテ写真ノ如キハ最モ嫌疑スル状況ニ相見候ニ付, 強テ之ヲ行ハントセバ却テ密航ノ弊ヲ生ジ候懸念モ有之旁ニ取扱兼候得共, 旅券ニ人相書添付ノ儀ハ敢テ差支無之候」. 前掲「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」.
- 47) 1897年6月10日付台中県知事発民政局長宛ての書簡. 原文は以下のとおり. 「本県下ノ如キハ目下猶県庁所在地スラ写真店ノ開設ナキ景況アレバ(中略)此際旅券ニ人相ノ付記シアルアレバ, 此等ヲ発見スル点ニ於テ当該官吏ノ便宜ヲ得ル尠少ナラザルベク候, 特又領事館登記手数料ノ如キハ新付ノ台民緩撫上徴収セラレザルヲ得策ト思考候得共已ムヲ得サレバ極メテ僅少ノ金額徴収相成候様致度」. 前掲「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」.
- 48) 1897年6月12日付澎湖厅长事務取扱発民政局長宛ての書簡. 前掲「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」.
- 49) 1897年6月25日付民政局長発拓殖務次官宛ての書簡. 前掲「台湾住民清国渡航又ハ居留者取締方拓殖務次官〔北垣国道〕ニ回答并地方庁へ通達」.
- 50) この段階ではまだ手書きであったが, 1897年11月13日府令第55号以降, 統一様式の活字の人相書用紙が台湾総督府より各地方庁に送付された. 「海外行旅券出願者身元取調書添付ニ関スル件(元台南県)」明治三十年台南県公文類纂永久保存第一一三巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00009772032.
- 51) 巫靚前掲論文, 9~10頁.
- 52) 1897年10月11日付台北甲官第19号で, 台北県知事発民政局長代理事務官宛ての書簡. 「旅券願ニ写真添付方台北県知事〔橋口文蔵〕稟申」明治三十年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』, 典蔵号 00000132026.
- 53) 旅券に写真が貼り付けられながら, 所持者が本人であるかどうかを確認するため, 厦門領事の要請で1905年2月9日から写真が2枚必要になった. 「本島人へ外国旅行券発給スル場合取扱方各庁へ通達ノ件」明治三十八年永久保存第十五巻、『台湾総督府檔案』典蔵号 00001065001.
- 54) 「海外旅券下付願ニハ写真添付ヲ要ス」明治三十

- 年甲種永久保存第十二巻、『台湾総督府檔案』典藏号 00000132028.
- 55) アメリカで清国人の代替労働力として導入された内地人に対しても、やがて現地社会からの反発が大きくなり、日本政府は排日運動の拡大を懸念し、1900年からアメリカに渡航する内地人を規制しはじめた。しかし当時の台湾には1896年法律第70号の移民保護法が実施されていなかったため、内地で旅券取得できない内地人がわざわざ台湾に渡航し、台湾で旅券の取得を試みるという事態が発生した。それを受けて、台湾総督府も北米への渡航旅券を申請する内地人に対して規制を開始した。「移民ノ海外ニ渡航セントスル場合ハ二十九年法律第七十号移民保護法並同施行細則ニ依り取締アルベキ旨外務大臣ヨリ通牒ノ件」明治三十三年永久保存追加第二十巻、『台湾総督府檔案』典藏号 00000544031.
- 56) この問題について栗原純「台湾籍民と国籍問題」(『台湾文献史料整理研究学術研論文集』台湾省文献委員会, 2000年)にも言及がある(456頁)。ただし、栗原が利用しているのは、外務省の史料だけであり、台湾総督府のものは参照していない。
- 57) 「製茶職工清国人本島上陸ノ件台湾事務局ノ照会ニ回答」明治三十一年甲種永久保存第十一巻、『台湾総督府檔案』典藏号 00000250009.
- 58) 「製茶職工清国人本島上陸特許ノ件訓令一二八号」明治三十一年甲種永久保存第十一巻、『台湾総督府檔案』典藏号 00000250007.
- 59) 1897年10月15日付『台湾総督府報』第178号.
- 60) 1897年11月23日付公第167号で、厦門領事発外務次官宛ての書簡。「清国人製茶職工台湾へ上陸許可一件」外交史料館資料, 3門9類4項55号.
- 61) 同上.
- 62) 1897年9月2日から1898年2月19日まで内閣に設置された台湾に関する事務を管理する部署。1898年2月20日より内務省の下に移った。1897年8月31日付勅令第295号(1897年9月1日付『官報』第4251号), 1898年2月8日付勅令第24号(1898年2月9日付『官報』第4379号)を参照.
- 63) 「製茶職工再渡台許可証ニ関シ台湾事務局長へ回答」明治三十一年甲種永久保存第十一巻、『台湾総督府檔案』典藏号 00000250012.
- 64) 「製茶職工許可証写真若クハ人相書添付方ニ関スル件内務次官へ回答」明治三十一年甲種永久保存第十一巻、『台湾総督府檔案』典藏号 00000250013.
- 65) 1892年内閣閣令第4号により、在外外国公使館および領事と公務上の直接通信は外務大臣の認可が必要である。台湾総督府と厦門領事館の間では、1896年に衛生状況、1898年に商業、1899年に台湾住民の動向について徐々に直接通信が認められるようになっていたが、清国人製茶職工の許可証をめぐる1898年2月の直接連絡についてはあくまで台湾総督府の厦門出張所経由であり、正式な連絡ではなかった。台湾総督府と日本の在外領事館との直接通信については鍾淑敏「日本統治時代における台湾の対外発展史：台湾総督府の「南支南洋」政策を中心に」(東京大学博士論文, 1996年, 6~7頁)を参照.
- 66) 前掲「製茶職工許可証写真若クハ人相書添付方ニ関スル件内務次官へ回答」.
- 67) 1898年3月1日付澤村繁太郎発民政務部外事課杉村課長宛ての書簡。前掲「製茶職工許可証写真若クハ人相書添付方ニ関スル件内務次官へ回答」.
- 68) 1898年3月26日付『台湾総督府報』第266号.
- 69) 1898年10月13日付府令第98号。1898年10月13日付『台湾総督府報』第386号.

## The Immigration Control of Taiwan Under the Japanese Empire Around May 8<sup>th</sup> 1897

WU Liang

Graduate School of Human and Environmental Studies,  
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

**Summary** Under the Treaty of Shimonoseki after the first Sino-Japanese War, China ceded Taiwan to Japan. The Japanese government granted a two-year grace period to Taiwanese residents for the right of nationality selection. The Japanese government started to establish a new system including a travel policy at the end of the period. This paper focuses on the time of nationality change of Taiwanese residents around 1897 and analyzes the process of establishing the travel policy for domestic people in Japan, Taiwanese residents and Chinese people. The article clarifies how travel policy for different categories of traveler influenced each other.